

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第16号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項未来政策部マーケティング課中「マーケティング係 広聴係」を「広聴・マーケティング係」に改め、同項あんしん福祉部生活援護課中「自立促進係」を「生活援護第4係 生活援護第5係」に改め、同条第2項生活援護課中「自立促進係」を「生活援護第4係 生活援護第5係」に改める。

第4条環境共生部環境・公害対策課中第19号及び第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、同条健幸・スポーツ部医療健康課第13号中「及び休日歯科診療事業」を「、休日歯科診療事業並びに要介護者及び高齢者の歯科診療事業」に改め、同条あんしん福祉部福祉総務課第8号中「健康福祉施策」を「福祉施策」に改め、同課第10号中「健康福祉サービス関係機関」を「福祉サービス関係機関」に改め、同課第11号中「健康福祉情報」を「福祉情報」に改め、同課第12号中「健康福祉サービス推進体制づくり」を「福祉サービス推進体制づくり」に改め、同課第13号中「健康福祉施策」を「福祉施策」に改め、同課第17号中「日本赤十字社大和地区業務」を「日本赤十字社神奈川県支部大和市地区業務」に改め、同条子ども部ほいく課第7号中「民間児童福祉施設」の次に「等」を加え、同課第12号中「の認可」を「及び乳児等通園支援事業の認可及び指導監督」に改め、同部すくすく子育て課中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第24号までを2号ずつ繰り上げる。

第5条第2項中「出納資金係」を「出納係及び審査係」に改め、同条第3項中「第1項に規定する課」を「会計課」に改め、同項第3号中「指定金融機関」の次に「、指定代理金融機関」を加え、同項中第13号を第14号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 指定公金事務取扱者の公金事務の検査に関すること。

第6条第3項中「市民経済部」を「市民経済・にぎわい創出部」に改める。

第8条第3項中「環境施設農政部」を「環境共生部」に改める。

第9条第2項第2号を次のように改める。

(2) 資源循環推進課 収集係 資源リサイクル推進係

第9条第3項資源循環推進課中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条あんしん福祉部福祉総務課第8号、第10号から第13号まで及び第17号、第6条第3項、第8条第3項並びに第9条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。